

周南市建築審査会条例の一部を改正する条例制定について

周南市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市建築審査会条例の一部を改正する条例

周南市建築審査会条例（平成19年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第2項第1号の規定により求められた同意のうち、審査会があらかじめ指定したものは、包括処分にすることができる。この場合において、包括処分した事項は、これを直後の審査会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市建築審査会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(会議の招集) 第3条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(会議の招集) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 第2項第1号の規定により求められた同意のうち、審査会 があらかじめ指定したものは、包括処分にするこ ろができる。この場合において、包括処分した事項は、これを直後の 審査会に報告しなければならない。</u></p>